特定資産の譲渡等による利益の額 2 特定資産の譲渡等による利益の額 2 特定資産の譲渡等による利益の額 2 特定資産の譲渡等による利益の額 2 特定資産の譲渡等による利益の額 2 特定資産の設定等による利益の額 2 特定資産の設定等による利益の額 4 第 6 (14) - (13) 第 6 (14) - (13) 第 6 (13) - (14) 第 7 (13) 1	特定資產 明細書	主譲渡等	≨損失 額	額か	らの‡	空除額	の計	算に	関	する			業度			:	法丿	名						
特定資産のの譲渡等による利益の総 2 (1) - (2) (1) - (2) (3) 表 (3) 表 (4) - (13) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	特定資産の譲渡等による損失の額 (別表十四(十)「1」)									円		定資	至 産 詞	譲 渡	等技	員失	額。						円	
日					の額	2								(1)) — (2)		3						
	5	特 定	資	産	譲	渡	4	争	損	失	*	額	か	Ġ	の	控	除	新	į o)	計	算		
質 (13) - (14) 4	.										円	1-13-	1	価				超 並	過 額	6				円
	資産	価 純			超過	過額	4					資産	定質を変	資産譲渡 とみなさ	き等損 られた	失相当? 金額	額か	ら成る	欠損金					
が 特定資産譲渡等損失額からの控除額 (3)	過 —											過	前期譲渡	度等損失	夫額 ₫	損金	不算え	人額		8				
場合	あ特定			からの)控除額	5						特		産譲	渡	等 損	失 限		i					
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価額資産価額等の明細 支配関係 第 年度	場	場										場	((3)又は(5	引表十	·四(十)付表	二「6」)						
支配関係発生目11 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		支配 関イ	係事業	年度	の前	事業年	度	終了	の時	には	おけ	るほ	寺価 絹						産価	額等	争の見	明 細		
支配関係事業年度の前事業年度 12 : 時における簿価純資産価額 (25の②) - (36の②) 14 名称等 時価 帳簿価額 名称等 時価 帳簿価額 名称等 時価 帳簿価額 15 円 円 26 円 円 16 27 28 17 28 29 18 29 30 20 31 32 21 32 33 22 33 34 24 35 34	支 配	関	係	発	生	Ε Β	11					1 1		る時価	純資產	E価額			冬了の	13				円
時価 帳簿価額 ① ② ① ② ① ② 15 円 円 16	支配関ク	係 事 業	年度	の育	前事 ≱	業 年 度	12			:				る簿価	純資產	E価額			冬了の	14				
名称等 ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ □ □ □ □ □ □ □			資	:		産	1									負			債	•				
15 日 日 日 26 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	名	称	等		時	: 価		帳	簿	価	額		名	称		等		時	価		帳	簿	価 割	Ą
16 27 17 28 18 29 19 30 20 31 21 32 22 33 23 34 24 35				1.5		1)	円		2)	円						0.0		1)	円		2		円
17 28 18 29 19 30 20 31 21 32 22 33 23 34 24 35																								
18 29 19 30 20 31 21 32 22 33 23 34 24 35																								
19 30 20 31 21 32 22 33 23 34 24 35																								
20 31 21 32 22 33 23 34 24 35																	+							
21 32 22 33 23 34 24 35																								
22 33 23 34 24 35																	+							
23 34 35 35 35 36 37 37 38 38 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39 39												1					-							
24 35																								
		 計											 計											